

# 秘密保持契約書

Automagi 株式会社(以下「甲」という)と一般財団法人雇用開発センター(以下「乙」という)とは、甲および乙の持つ情報を相手方に開示するにあたり、それぞれが有する秘密の保持に関し以下の通り合意し本契約を締結する。

## 第1条 (目的)

本契約は、甲乙間における下表「A.人事評価制度改定の検討」業務(以下「本件業務」という)を実施するにあたり、甲乙がそれぞれ保有する情報を相手方に対し開示する際の条件等を定めることを目的とする。

A.	業務委託の検討(人事評価制度改定の検討)
B.	業務委託の検討(A以外の他業務内容:_____)
C.	ライセンス提供の検討
D.	広告業務の検討
E.	人材紹介、人材派遣の検討
F.	業務提携の検討
G.	商品売買の検討
H.	資本提携・事業譲渡の検討
I.	上記以外(詳細:_____)

## 第2条 (秘密情報)

- 本契約において秘密情報とは、本件業務の実施のため甲または乙が本契約の有効期間中に相手方に開示した技術上または営業上その他一切の情報のうち次の各号のいずれかに該当するもの、及び個人情報(個人情報保護法および JIS Q 15001 に定める個人情報をいう)をいい、受領者は本契約有効期間中、開示された秘密情報を、本件業務の実施を目的としてのみ使用することができる。
  - 一方当事者(以下「開示者」という)から相手方(以下「受領者」という)に対する開示にあたり、適切な表示(「CONFIDENTIAL」、~~秘~~など)により秘密である旨が明示された情報
  - 口頭または視覚的方法による開示の場合、開示にあたり秘密である旨が明示され、さらに当該開示後15日以内に受領者に対し秘密である旨が書面にて指定された情報
- 前項の規定にかかわらず、個人情報を除き次の各号に定める情報は、秘密情報から除外するものとする。
  - 開示者から開示を受ける前に、受領者が正当に保有していた情報
  - 開示者から開示を受けたとき、公知となっていた情報
  - 開示者から開示を受けた後に、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
  - 受領者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - 受領者が、開示された情報によらず独自に開発した情報

## 第3条 (秘密保持)

- 受領者は、開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 受領者は、開示された秘密情報の開示範囲について、自己(甲については親会社を含む)の役員もしくは使用人または弁護士等法令上秘密保持義務を負う者のうち本件業務の実施上これを知る必要のある者(以下「役員等」という)に限定するものとし、それ以外の者に対し開示または漏洩してはならない。

## 第4条 (受領者の責務)

- 受領者は、開示された秘密情報を知得した役員等に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- 受領者は、秘密情報を開示された役員等が退職する場合、在職中に知得した秘密情報を退職後も秘密に保持することを約束する誓約書を徴求することにより守秘義務が継続することを課さなければならない。

## 第5条 (第三受領者)

- 受領者は、開示された秘密情報を第3条の定め反することなく第三者に開示した場合(以下当該第三者を「第三受領者」という)、第三受領者に対し、本契約に基づき自己が負うものと同等の義務を課さなければならない。
- 前項の場合において、受領者は、第三受領者による義務違反につき、開示者に対し一切の責を負うものとする。

## 第6条 (差止請求)

開示者は、受領者が本契約に違反または違反する恐れがあると合理的に判断した場合、受領者に対し、開示した秘密情報の使用を差し止めることができる。

## 第7条 (禁止事項)

受領者は、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 開示された秘密情報を、本件業務以外の他の目的に使用すること
- 開示された秘密情報を、本件業務の実施に必要な範囲を越えて複製すること
- 開示された秘密情報を第三者に使用許諾し、または譲渡もしくは貸与すること

## 第8条 (返還義務)

受領者は、本契約終了後または開示者から要請があった場合、開示された秘密情報(複製物を含む)を、開示者の指示に従い返還または廃棄するものとし、廃棄したときは開示者の要請に応じその旨を証する書面を開示者に提出するものとする。

## 第9条 (非保証)

甲および乙は、秘密情報について、内容の正確性および有効性を保証するものではない。

## 第10条 (損害賠償)

甲および乙は、本契約に違反した場合、相手方が被った損害を賠償する責を負うものとする。

## 第11条 (従業員教育)

甲及び乙は、自らの従業員に対して、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密情報の保持についての教育を徹底しなければならない。

## 第12条 (事故発生時の対応)

甲及び乙は、秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは、漏洩者は、直ちに他の当事者に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。

## 第13条 (協議解決)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

## 第14条 (解除)

甲および乙について次の各号に定める事由が発生した場合、相手方は、通知催告なく本契約を解除することができる。なお、当該解除は前条による賠償を妨げるものではない。

- 本契約に違反し、相手方から改善の催告があったにも拘らず改善されない場合
- 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始等の申立てがあった場合
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者である場合、または、主要な株主もしくは出資者にこれらのものが含まれる場合
- 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動又は暴力行為、及び風説の流布または偽計・威力による信用毀損行為または業務妨害行為、その他の違法行為を行った場合

- (6) 相手方の評判・名誉・信用を棄損したとき、または、相手方との信頼関係を著しく破壊した場合
- (7) 前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

第15条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合は、期間満了日の翌日からさらに1年間自動更新されるものとし、爾後もまた同様とする。
2. 第3条ないし第8条、第10条および本項の規定は、本契約終了後5年間は有効に存続するものとする。

第16条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021年10月1日

(甲) 東京都港区赤坂1丁目9番13号  
Automagi 株式会社  
代表取締役 野呂堅太郎



(乙) 東京都千代田区永田町1丁目11-28  
一般財団法人雇用開発センター  
代表理事 中道 浩

